

(仮称)長崎市立図書館整備運営事業

設計・建設業務要求水準書

平成16年10月29日

長崎市

## 目 次

総則 .....	2
1. 遵守すべき法制度等 .....	3
2. 敷地の状況 .....	3
3. 施設概要 .....	5
A 設計業務 .....	7
1. 業務の実施 .....	7
2. 設計要求水準 .....	9
B 建設・施工監理業務 .....	14

### <添付資料>

1. 位置図
2. 敷地図
3. 仮設消防庁舎配置図
4. 地積測量図
5. インフラ整備資料
6. ゾーン配置図
7. 計画諸室用途・機能一覧表
8. 計画諸室設備一覧表
9. 救護所メモリアルコーナーレイアウト図
10. 既存再利用工作物・植栽等リスト
11. 解体材リスト
12. 土質調査概要資料
13. 敷地周辺レベル現況図
14. 既存建物基礎残置範囲
15. 視聴覚ライブラリー機器リスト
16. 多目的ホールA V機器リスト

### <閲覧資料>

1. 既存建物（旧長崎市立新興善小学校）解体図
2. 仮設消防庁舎設計図
3. 土質調査資料

閲覧資料については、長崎市教育委員会生涯学習課において、以下により閲覧することができる。

閲覧日時	平成16年10月29日（金）～11月5日（金） 平日の9時～12時、及び13時～17時
閲覧場所	長崎市教育委員会生涯学習課 長崎市魚の町5-1

## 総則

本「(仮称)長崎市立図書館整備運営事業 設計・建設業務要求水準書」(以下「設計・建設業務要求水準書」という。)は長崎市(以下「市」という。)が、(仮称)長崎市立図書館整備運営事業(以下「本事業」という。)の設計・建設を実施する事業者を募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして位置付けるものであり、本事業の設計・建設業務について、応募者に市が要求するサービス水準並びに具体的な指針を示すものである。

## 1. 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

(法律・条例等)

- ・ 図書館法(昭和25年法律第118号)
- ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ・ 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- ・ 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)
- ・ 消防法(昭和23年法律第186号)
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- ・ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- ・ 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- ・ 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。)
- ・ 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ・ 高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。)
- ・ 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)
- ・ 駐車場法(昭和32年法律第106号)
- ・ 長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例
- ・ 長崎県福祉のまちづくり条例(平成5年長崎県条例第4号)
- ・ 公文書館法(昭和62年法律第115号)
- ・ その他、各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
- ・ ISO14001(環境マネジメントシステム国際標準規格)
- ・ 環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)
- ・ エネルギー使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)
- ・ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うに当たり必要とされるその他の関係法令及び長崎市の関係条例等についても遵守のこと。

## 2. 敷地の状況

(1) 所在地：長崎市興善町1-1(旧長崎市立新興善小学校跡地)  
添付資料1「位置図」参照

(2) 敷地面積：5,887㎡  
添付資料2「敷地図」参照

(3) 交通：JR長崎駅より徒歩10分

(4) 地域・地区等： 都市計画：市街化区域  
地域・地区：商業地域、準防火地域一部防火地域  
基準建ぺい率：80%以下  
基準容積率：600%以下

(5) インフラ整備状況

下記事項は参考であり、選定事業者の責任において、各管理者に確認すること。

上水道 敷地周囲の本管：国道34号線側 DIP 200  
五島町桜町1号線側 DIP 100  
添付資料5-1参照  
技術指針：「長崎市水道事業給水条例」(長崎市上下水道局給排水設備課)

下水道 敷地周囲の本管：興善町金屋町1号線側 HP 250  
五島町桜町1号線側 HP 250  
栄町恵美須町1号線側 HP 200  
添付資料5-2参照  
放流方式：分流式

都市ガス 敷地周囲の本管：国道34号線側 低圧管 200  
興善町金屋町1号線側 低圧管 100  
五島町桜町1号線側 低圧管 150  
添付資料5-3参照  
ガスの種類：13A

電話(NTT) 興善町金屋町1号線側、五島町桜町1号線側、  
栄町恵美須町1号線側より引き込み可  
添付資料5-4参照

電気(九州電力) 興善町金屋町1号線側、五島町桜町1号線側、  
栄町恵美須町1号線側より引き込み可  
添付資料5-4参照

(6) 既存建物：建物(旧長崎市立新興善小学校)は解体済みであるが、敷地境界付近に基礎の一部が残置される。

(7) 埋蔵文化財：平成16年度末まで埋蔵物の発掘調査を行う。添付資料14「既存建物基礎残置範囲」参照

(8) 消防仮設庁舎：事業開始から平成19年3月まで、敷地の一部を消防仮設庁舎として市で利用する。なお、解体については市が行う。

(9) 土質調査：添付資料12「土質調査概要資料」参照

### 3. 施設概要

#### (1) 施設の機能

「世紀を通じ、市民の暮らしにいきづき、豊かさと活力を生む図書館」の実現に向け、長崎市立図書館では、市民生活や市民活動に密接にかかわりつつ、市民の知的活動を促し、地域社会に還元していくことを目指し、情報資料の整備・提供といった本来機能に加え、立地特性を生かし、様々な機能を導入する。また、図書館とは機能を独立させ、コミュニティー施設・救護所メモリアルコーナーをあわせて整備する。

それぞれの施設は次の機能を備える。

##### 1) 図書館の機能

###### ) 情報提供機能

地域の情報拠点機能を支えるため、「利用者が、求める情報を自分自身で入手できるサービス(セルフサービス)」の拡大とともに、情報社会に即した機器や媒体の充実によるサービスの展開を目指す。

###### ) 情報保存機能

現在だけでなく、将来の市民ニーズを考慮し、継続して利用される紙媒体による資料と電子化された情報を、長期にわたり、体系的に蓄積をする。

###### ) 学習・調査・研究支援及び相談機能

学習・調査・研究支援及び相談機能を支えるサービスは、利用者の生涯学習や調査研究に対して、正確な情報や基礎的資料の提供、検索援助など利用者と資料を結び付ける業務として、図書館の価値を高める重要な要素である。

市民のニーズに応じたきめ細かい対応を図るため、レファレンス資料・情報の収集をはじめ、目録、リストの作成、コンピュータや各種データベース等によるレファレンスツールの整備、専門職員の配置等の人的対応など必要な体制整備を行う。

###### ) 生涯学習支援機能

多様化、高度化する学習ニーズに応えるための機能を高めながら、乳幼児から高齢者に至るライフステージのあらゆる場面に対応した情報資料を整備、提供し、市民ひとりひとりの学習意欲への支援を行う。

###### ) 地域づくり支援機能

図書館が、より地域に役立つものとして、市民の多様な地域活動を支援するためのサービスを行い、図書館の利用を通じて、市民が問題意識を持ち、市民同士のつながりのなかで、地域で考え、解決に向けて行動する社会づくりに貢献する。

###### ) 学校図書館支援機能

学校教育との連携を図り、学校で実施される「調べ学習」や「総合的な学習」を支援することで、子どもの多様な能力、個性を引き出し、「生きる力」を育むことを目指す。

###### ) 図書館利用に障害のある市民への対応機能

そのままの形での活字情報の利用が困難な視聴覚障害者等、日常の情報から遠ざけられやすい市民のために、関係機関と連携し、拡大読書器や点字図書を検討し、図書館を利用できる環境を整備する。

録音図書や大活字本などの資料を収集するとともに、各種団体との連携による朗読サービスや、来館が困難な市民に対しては宅配サービスを行う。

) 図書館システムのセンター機能

市域の図書サービスのセンター機能を担い、これまで図書センターが行ってきたオンラインシステムを受け継ぎ、市町村合併を見通しての、市全域への直接的な図書サービスを展開する。

) 図書館ネットワークのセンター機能

県都、中核市である長崎市の図書館は市域の中核図書館としてのより高度な機能が期待される。

長崎県の教育、産業、行政の中枢を担う本市には、関連の各種情報施設があり、それらと相互協力体制とともに、他市町村、県、国の図書館組織との協力関係による図書館ネットワークを構築し、より広範な情報サービスを展開する。

## 2) コミュニティ施設・救護所メモリアルコーナーの機能

) コミュニティ施設の機能

地域住民のコミュニティの場、また、新興善小学校の歴史を示す場とする。

) 救護所メモリアルコーナーの機能

被爆の実相を伝える、当時の救護所における診療室を再現する。

## A 設計業務

### 1. 業務の実施

#### (1) 業務

選定事業者は市担当者の指示に従い、工事に影響が出る地中埋設物等業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて、業務を処理するものとする。

選定事業者は公共建築協会出版の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」を参照し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を処理するものとする。

選定事業者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、市担当者と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

選定事業者は業務の進捗状況に応じて、業務の各区分ごとに市担当者に、設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せをしなければならない。

図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、市担当者の指示を受けなければならない。また、図面は、各工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。

#### (2) 手続書類の提出

選定事業者は業務に着手する時は、次の書類を提出して市担当者の確認を受けること。

- ・ 設計業務着手届
- ・ 主任技術者届(設計経歴書添付)
- ・ 協力技術者届

業務が完了したときは、設計業務完了届を提出するものとする。

#### (3) 設計図書の提出

選定事業者は基本設計、実施設計完了時に次の図書を市に提出し、市に内容の確認を受ける。

##### (基本設計)

建築概要書  
電気設備概要書  
機械設備概要書  
備品レイアウト  
図書館情報システム概要書

##### (実施設計)

設計書類  
構造計算書、設備負荷計算書、工事内訳書、官公庁打合せ録  
工事内訳書

工事内訳書は工種毎とし、建築工事内訳書標準書式(建築積算研究会制定)に従って細目まで作成すること。数量は、建築数量積算基準解説(建築積算研究会制定)に従って積算すること。

##### 図面(建築)

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、諸室毎の面積表、工程図、透視図、鳥瞰図その他必要図面

##### 図面(電気)

特記仕様書、図面リスト、屋外配線図、受変電設備図、非常用発電機設備図、太陽光発電設備図、幹線動力設備配線図、電灯コンセント設備配線図、弱電設備配線図、各種系統図、機器参考図、防災設備配線図、その他必要図面



図面（空調）

特記仕様書、図面リスト、屋外配管図、機器及び器具表、各種系統図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、排煙設備平面図、部分詳細図、機器詳細参考図（特注品）中央監視関係図、自動制御系統図、制御回路図、制御機器表、盤結線図、その他必要図面

図面（衛生）

屋外配管図、機器及び器具表、配管系統図、各階配管平面図、詳細図（便所他）屋外設備図、その他必要図面

図面（昇降機）

昇降路平面図、昇降路断面図、その他必要図面

工事を伴う備品リスト

（４）設計基準等

施設の設計に当たっては、次の基準等を参照すること。

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」（最新版）

「建築工事建築詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」

「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」（最新版）

「公共建築工事標準標準図（機械設備工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」（最新版）

「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」（最新版）

「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」（最新版）

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成８年度版）建設大臣官房官庁営繕部監修」

「建築構造設計基準及び同解説（平成９年度版）建設大臣官房官庁営繕部監修」

「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 2001改訂版 日本建築学会」

「鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 2001改訂版 日本建築学会」

「建設工事安全施工技術指針（平成７年５月２５日 建設省営監発第１３号）」

「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（平成５年１月１２日建設省経建発第１号）」

「建設副産物適正処理推進要綱（平成５年１月１２日建設省経建発第３号）」

その他の関連要綱・各種基準等

## 2. 設計要求水準

### (1) 施設の基本要件

#### 1) 都市の図書サービスの中核となる図書館

広域的需要をカバーする中核市の図書館として、また、図書情報ネットワークシステムの中核として、多様化・高度化するニーズに応えられるよう、適正な規模の蔵書能力及び基本的サービススペースを確保する。

市全域の図書施設への集書、配本作業が効率的に行えるよう、十分な広さのスペースを機能的に配置する。

総合学習、調査研究支援のための市内小中学校図書室、専門図書館とのネットワーク化をはじめ、生活・ビジネス圏域、県内の公共図書館との広域ネットワーク化など、将来ニーズに対応できる蔵書及びサービススペースを設ける。

#### 2) 市民が利用しやすい図書館

##### ) 開放的で、親しみのある施設

建物に威圧感がなく、施設周辺の緑地と融合性のあるアプローチ・入口、エントランス・ロビーにするなど、市民が気軽に立ち寄れるよう配慮する。

館内が明るく、ゆったりとした中に適当なにぎわいのある空間、設備をつくり、市民同士や図書とのコミュニケーションが気軽に図れるようにする。

閉鎖感、圧迫感を感じさせない広さ、天井高とする。

##### ) 利用者が迅速なサービスを受けられる施設

全体の構成、主要な部分が一見してわかる配置にする。

館内が見通せて、自分のいる所や行きたい所をわかりやすくする。

図書サービスの基幹施設として、適正な規模の開架スペースを置き、利用者が、直接、手にとってみられるようにする。

利用者の動線が重ならない(行ったり来たりさせない)ような工夫・配置にする。

利用者が自由に図書の検索・予約ができる自動機器を充実させるとともに、そのエリアを確保する。

##### ) 職員がサービスしやすい施設

職員と利用者の動線が交差しないようにする。

職員の目がとどくよう、死角部分を少なくする。

死角部分は、できるだけ倉庫などに活用する。

図書館運営に大切なボランティアスタッフのための専用室を確保する。

#### 3) 市民だれもが利用できる図書館

##### ) 体の不自由な市民や高齢者が利用できる施設

車椅子の動きや施設の使用を考慮した構造・スペースにする。

床面は段差をなくし、転倒の危険性に配慮した床材を使用する。

#### 4) 市民の暮らしに役立つ図書館

市民の多様化・高度化する調査研究要求に適切に対応するための充実したレファレンス・レフェラルサービススペースを機能的に配置させる。

市民の読書活動や生涯学習の促進のため、講演ホールや研修室を設ける。

多岐にわたる調査研究ニーズに応えるため、専門図書の充実と、高度情報社会

に向けたインターネット端末及び専用室を設ける。  
各世代に応じた資料を整備し、サービススペースを確保する。  
生涯学習活動としてグループ学習、視聴覚、集会スペースを確保する。

5) 市の活力の源泉となる図書館

都心商業・業務地区としての立地特性のもつ集客力や客層を考慮したサービス提供やニーズ対応ができる機能(中心市街地の活性化につながる機能)スペースを設ける。

図書館のもつ豊富な情報量をまち・ひとづくりに活用するための機能(地域の経済社会に役立つ機能)スペースを設ける。

6) 市民に将来にわたり利用され続ける図書館

) 将来の変化・発展にも対応できる施設

床の段差や固定的な柱、壁をなくし、融通性、互換性のある構造にする。  
電気容量、配管、配線など、将来の情報通信技術の要求に対応できるようにする。

) 環境負荷の低減、省エネルギーに配慮された施設

空調や照明がエリアや室ごとに調節ができるようにする。  
できるだけ外から自然光を取り入れるようにする(図書への影響を考慮)。  
太陽光発電など効果的なシステムを導入する。  
施設内外の熱負荷を抑える屋上緑化等を行う。  
雨水利用システムを導入し、水資源の有効利用を図る。  
本工事に使用する原材料、部品、製品及び役務の調達は、原則としてグリーン購入法対応とする。

) 防災に優れ、安全性の高い施設

震性、防水性に優れた構造にする。特に書庫スペースは完全防水を施す。  
災害時のあらゆる危険を想定し、速やかに避難できる経路の確保や設備の配慮をする。  
設備、備品等の設置には、地震等による転落の防止や来館者の転倒による障害への危険性に配慮する。

(2) 建築仕様

1) 施設規模

施設は駐車場を除いた面積を 8,600 m<sup>2</sup>程度、建築面積を 2,700 m<sup>2</sup>程度とする。

2) 建物配置計画

建物は添付資料2「敷地図」、添付資料4「地積測量図」を参考に仮設消防庁舎の位置に注意して配置する。

3) アプローチ計画

図書館利用者のメインアプローチは国道34号線側からとする。但し必要に応じて他に設ける事も可とする。職員用の建物の入口は利用者とは別に設ける。また地域コミュニティ施設の入口も図書館の入口とは完全に切り離し、個別に設ける。

駐車場へのアプローチは五島町桜町1号線からとする。なお五島町桜町1号線にはパーキングメーターが併設されているので、選定事業者が所轄警察署の指示を仰ぎ、撤去する。

敷地と道路に一段差があるので、落下防止の措置等の安全面及びバリアフリーに配慮して計画を行う。

#### 4) 計画諸室配置・動線計画

添付資料6「ゾーン配置図」を参考に「(1)施設の基本要件」を満足させる部屋の配置及び動線計画とする。

利用者と職員の動線が交差しないように配置する。

吹抜けを利用し、開放感に工夫をしながら、利用者が分かりやすいエリア配置とする。

開架・閲覧エリアは施設の主要フロア(階層は特に1階とする指定はなく、また階層が分かれてもよい。)に、資料が探しやすい書架空間(群)と、利用目的や各資料コーナーの特徴に応じた閲覧空間(席)を、機能的に配置にする。なお、主要フロアは、図書館機能でフロア面積を最大有効に利用すること。

救護所メモリアルコーナーは、図書館のエントランスからアプローチし、1階に配置する。なお、原爆被災時の救護所として利用された状況について、施設のみでなく、その雰囲気再現にも配慮し、日常の図書館利用者の動線・視界から離し、図書館機能とは独立させた施設配置にする。

コミュニティ施設は1階にし、図書館利用者が出入できない配置にする。ただし、施錠等により管理が行える場合には職員に限り出入り可能とする。

閉架書庫は収納効率と利用効率に配慮して配置する。

管理エリアの作業・集配は外部との搬送・搬入を考慮し、機能的に配置する。主な電気・機械室は地上階屋内に配置する。

#### 5) 内装計画

内装計画については、維持管理に配慮し、清掃しやすい材料、工法を選定し、管理しやすい施設とする。

使用する材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、環境汚染防止のための対策を図る。

仕上げの選定に当たっては「建築設計基準及び同解説((旧)建設大臣官房官庁営繕監修)」(最新版)に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とする。各室のしつらえ、機能等に適した材料、工法を用いて、画一的な空間にならないように注意する。

救護所メモリアルコーナーの内装は新興善小学校の解体材を利用し、再現する。添付資料9「救護所メモリアルコーナーレイアウト図」、添付資料11「解体剤リスト」参照

#### 6) 外装計画

施設は周辺の都市環境と調和し、地域の街並みと景観に配慮した長崎らしい外観とする。

#### 7) 駐車場計画

60台以上の駐車台数を確保した駐車スペースを地下に設ける。駐車場は有料(予定)とし、駐車場管理システムを導入する。また防潮板等による水害対策も行う。

#### 8) 屋上計画

屋上のスペースについては出来る限り緑化を図るなど、環境への負荷を考慮し、併せて天空光による自然光を取り入れる。

#### 9) 救護所メモリアルコーナー

救護所メモリアルコーナーは添付資料9「救護所メモリアルコーナーレイアウト図」を参考に整備する。

#### (2) 構造仕様

施設の構造体の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準（平成 8 年 8 月）」に定める Ⅱ類(重要度係数1.25)とする。

### ( 3 ) 設備仕様

諸室においては、特別の指定がない限り、一般的な温度（夏期：乾球温度 26℃、冬期：乾球温度 22℃）、一般的な湿度（相対湿度 40%以上 70%以下）を確保し、照度は、「建築設備計画基準・同要領((旧)建設大臣官房官庁営繕部監修)」(最新版)によるものとする。

設備の耐震対策については、「官庁施設の総合耐震計画基準(平成 8 年 8 月)」に定める乙類とする。

添付資料 7「計画諸室用途・機能一覧表」添付資料 8「計画諸室設備一覧表」に機能を満たすために必要最低限の設備要件を示すが、その他運営、維持管理に必要な設備は事業者が検討の上提案する。

コミュニティ施設には給水、都市ガス、及び電気の計量メーターを設置する。

#### 1) 電気設備

##### ) 受変電設備

受変電は高圧受電とする。電灯設備、動力設備等施設全体の電力容量を確保すること。

##### ) 非常用発電設備

建物の防災設備機器及び維持運営に必要な機器の停電時保障用に非常用発電設備を設ける。

##### ) 無停電電源装置等

コンピュータの停電時保障用に無停電電源装置を設ける。

##### ) 動力設備

各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の設置、配管配線及び幹線配管配線等を行う。

##### ) 電灯・コンセント設備

室、共用部に設ける照明器具（ちらつきのない機器）、コンセント等の配線工事及び幹線配線工事を行う。なお照度については建築設備設計基準・同要領第 4 章第 2 節に示す標準照度を確保すること。

照明器具はHfタイプを使用すること。

非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は関連法規に基づき設置する。

外灯（最低照度：1lx）は施設外構部に設置し自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。

一括管理ができるようにする。

##### ) 構内電話交換設備

中継方式：ダイヤルイン方式

交換機仕様：電子交換機とする。局線は、アナログ・デジタル回線が利用可能なように各専用パッケージを実装する。

##### ) 情報配管配線設備

LANを想定し、幹線敷設用ケーブルラックを敷設し、配管配線を行う。

業務エリアは、フリーアクセスとする。

##### ) 表示設備

エレベーター及び多目的トイレ内に警報用押し釦を設置し、表示装置を管理室等に設置する。

##### ) テレビ共同受信設備

UHF、VHF、FM、AM、BS、CSの各種テレビ・ラジオアンテナを設置する。また、地上波デジタルアンテナに対しても対応可能な計画とする。

- 館長室 1ヶ所にケーブルテレビ端末を設置する。
- 1) 電気時計設備
    - 親時計を管理室に設置し、施設内要所に子時計を設置する。
    - ) 防災設備
      - 関係法令に基づき設置し、管理室に主受信機を設置する。
    - ) 防犯設備
      - 建物出入口は常時出入チェックを行う。その他、必要な場所には電気錠、I T V 監視装置、非常通報装置等防犯設備を設置する。
    - ) 太陽光発電設備
      - 太陽光発電設備パネル( 定格10kw以上とする )を設置し、表示装置等により、利用者に自然エネルギーの有用性をアピールする。同時に自然エネルギーの有効利用を図る。
    - ) 放送・非常放送設備
      - 各事務室・管理室より全館及び各室への放送( B G M 含む )が可能な設備とする。
  - 2) 空気調和設備
    - ) 空気調和設備
      - オゾン層破壊防止、地球温暖化抑制に最大限配慮した省エネルギーシステムとする。
    - ) 換気設備
      - 換気設備を設け、空気環境の測定基準に則した除塵対策を行う。
    - ) 排煙設備
      - 建築基準法に基づき設置する。
    - ) 自動制御設備
      - 管理室において各室の空調機、換気設備の操作が可能とする。
  - 3) 衛生設備
    - ) 衛生器具設備
      - 室の使用状況、内装仕様の程度で適宜選択する。
      - 清掃等維持管理を十分考慮して選択する。
    - ) 給水設備
      - 受水槽及び高架タンク、又は圧送式の設備を設けた給水設備を設置する。
    - ) 排水設備
      - 排水方式は雨水、汚水分流式とする。
    - ) 給湯設備
      - 電気もしくは都市ガスを燃料とした給湯器を設置する。
    - ) 消火設備
      - 消防法等関係法規に基づき設置する。
      - 書庫、データ処理室、コンピュータ室には不活性ガス消火設備を設ける。
    - ) 雨水利用設備
      - 雨水利用システムを導入し、トイレ洗浄水等に利用する。同時に表示装置等により、節水に関する利用者への啓発を図る。
  - 4) 昇降機設備
    - 利用者用 2 基、管理用 1 基の計 3 基を設置する。その他、部屋の配置によりさらに必要な場合は適宜追加する。
    - 管理室に運転監視盤・エレベーター用インターホンを設置する。
  - 5) 外構仕様

) 周辺

既存の塀を全て撤去する。

敷地と道路の境界の周辺部分は閉塞的な塀等を設けず、段差のある部分は（植え込みや築山、その他の方法により）安全面に配慮し、開放的で市民が立ち寄りやすい雰囲気のある空間にする。

) 緑化

空地部分は光あふれる緑のゾーンとし、芝生・樹木等の植栽で緑化に努め、来館者等に安らぎと親しみを与えるよう工夫する。

既存敷地の植栽の一部を他に移植しており、これらを利用した植栽計画とする。移植植栽のリストは添付資料 10 による。

) 駐輪場

利用者のために100㎡（ミニバイクで80台）程度のミニバイク等置場を設置する。

) 既存工作物

- ・ 既存建物（旧長崎市立新興善小学校）で利用していた工作物（添付資料10「既存再利用工作物・植栽等リスト」）の一部をモニュメントとして敷地内に配置する。

) 敷地内に防火水槽（40 t）1基を設置する。

6) 備品、什器

諸室に導入するコンピュータシステムを除く主な備品、什器については、添付資料7「計画諸室用途・機能一覧表」を参照のこと。

その他施設の維持管理、運営に必要な備品、什器は全て選定事業者が整備する。

## B 建設・施工監理業務

(1) 基本的な考え方

事業契約書（案）に定める期間内に施設等の建設工事を実施する。その際特に以下の点について留意し、施工計画を立て、市の確認を得ること。

必要な関連法令を遵守する。

近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮する。

工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努める。

無理のない工事工程を立てるとともに、適宜近隣に周知し、作業時間に関する了解を得る。

(2) 着工前業務

建築確認申請ほか、水道加入等、建設工事に必要な各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施する。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを市に提出する。

着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民の理解及び安全を確保する。

( 3 ) 建設期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施する。建設工事においては、以下の点に留意すること。

( 建設工事 )

市が要請したときは、選定事業者は、工事施工の事前説明及び事後報告を行う。また、市は工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

選定事業者は、定期的に市から施工監理の状況の確認を受ける。

工事中の安全対策・近隣住民との調整等（工事中に新たに生じたテレビ電波障害対策を含む）は選定事業者において十分に行うこと。

選定事業者は、工事完成時には施工記録を整備して、現場で市の確認を受ける。

市が別途発注する第三者の行う設計・施工、及び備品の搬入作業が、選定事業者の業務に密接に関連する場合において、必要がある場合には調整を行い、第三者の設計・施工、及び備品の搬入に協力する。

( 施工監理業務 )

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行う。

市への完成確認報告は工事監理者が行う。

工事監理業務は「民間連合協定監理業務委託契約約款」によることとし、その業務内容は「民間連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とする。

( 4 ) 竣工後業務

選定事業者は完成図書を作成し、市に提出する。

建築物に関する完了検査等、必要な手続き業務等を事業スケジュールに支障がないように実施する。

工事完了後、市に業務完了届を提出して市の履行検査を受ける。また、施工完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認する。

施設引渡しに関する業務は全て事業者が行う。